

## 令和3年度（第4回）大磯町国民健康保険運営協議会

日 時 令和3年12月22日(水)

午後7時から午後8時まで

場 所 大磯町保健センター2階研修室

### < 開 会 >

#### <会長あいさつ>

(会長あいさつ省略)

#### <議事>

(事務局による資料確認)

#### 【議 長】

本日の出席委員は、9名です。過半数を超えておりますので、大磯町国民健康保険運営協議会規則第3条第2項の規定により、会議は成立しております。

なお、「大磯町審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は原則公開となっております。当協議会についても公開の対象となります。

傍聴の方が、いらっしゃったら傍聴を許可しますので、事務局は、傍聴人の確認をお願いします。

#### 【事務局】

傍聴人は1名です。傍聴人を入場させます。

#### 【議 長】

本日の議題は、次第に記載されている2つということになります。会議を確実に進行させるために各議題の進行時間を予め決めておきます。

議題1で約25分、議題2で約25分とし、19時50分までに終了したいと考えていますので、よろしくをお願いします。

それでは、「議題1 大磯町国民健康保険税率等の改定について」の説明を事務局から、お願いします。

### <議題1 大磯町国民健康保険税率等の改定について>

#### 【事務局】

第3回に令和4年度国民健康保険事業の収支見込みを説明しましたが、12月15日までに判明した情報をもとに変更した箇所がありますので、改めて、ご説明をさせていただきます。

主な変更点は、1点目が、歳出の事業費納付金の見込額が神奈川県から示されたことから金額を変更しました。2点目が、歳出の市町村経費である健診事業や出産育児一時金の金額の見直しを行いました。これに伴い、歳入の収入見込額を変更しました。

3点目が、変更点の1点目、2点目から歳入歳出予算の総額が変わったため、基金の取崩し額の見直しを行っております。

では、資料1をご覧ください。

この資料は、資料1-2の令和4年度国民健康保険事業の収支見込みを総括した資料となっておりますので、資料1-2と併せてご覧ください。

では、まず1の歳出です。この歳出額については、医療給付費分で6億7,883万1千円、後期高齢者支援金分で2億3,522万6千円、介護納付金分で8,904万円となっております、合計で10億309万7千円となります。

こちらは、資料1-2の1ページのA事業費納付金及び同資料2ページのB市町村経費を合算した額が記載されています。

ここで、令和4年度の事業費納付金について、現時点で神奈川県から示されている情報をもとにご説明させていただきます。

県からは、納付金の見込額が示されており、最終的に確定した金額については、過去の経緯や直近の神奈川県への確認状況から例年通り、年明けになる見込みです。

しかし、例年の事前に示された納付金額と最終的に示された納付金額との間に大きな乖離がないことから、本協議会では、既に示されている納付金の見込額を活用し、算定することといたします。

次に2の歳入です。歳入を大きく分けると、交付金や法定内繰入金等のその他収入と現年度保険税収入に分けることが出来ます。これらを合算すると、医療給付費分については、6億4,488万8千円、後期高齢者支援金分については、2億3,631万9千円、介護納付金分については、7,538万4千円となっております、これらの合計が9億5,659万1千円となります。

こちらは、資料1-2の4ページのD収入見込額（特別交付金・基盤安定繰入金・法定内繰入金・滞納分保険税・その他）の合計及び同資料6ページのF現行保険税率での収納見込額を合算した額が記載されています。

次に3の歳出と歳入の差額です。ここまでの歳出と歳入でそれぞれ見込んだ額の収支状況として、医療給付費分については、3,394万3千円の不足、後期高齢者支援金分については、109万3千円の超過、介護納付金分については、1,365万6千円の不足となっております、現行税率で算定を行った場合の不足額が合計で4,650万6千円となります。

本来であれば、この不足額を保険税収入で補うことが必要となるため、保険税の改定を検討することとなります。

しかし、ここまでの計算の中で財政調整基金が活用されておりません。

そこで、資料1-2の8ページ、H財政調整基金の残高をご覧ください。令和3年12月15日現在で、財政調整基金の残高は、1億6,082万7,965円になります。

この財政調整基金については、大磯町国民健康保険運営協議会において審議を行い、最低保有金額を1億円としましたので、現行で保有している1億6,082万7,965円から最低保有額を控除すると、6,082万7,965円が取崩し可能額となります。

そのため、収支不足額4,650万6千円に対し、財政調整基金の取崩し可能額が上回っている状況にあることから、令和4年度については、財政調整基金を活用することで、保険税率を改定せずに運営が出来る見込みとなります。

また、これにより一般会計からの法定外繰入金も不要となります。

この一般会計からの法定外繰入金について、補足させていただきます。一般会計からの法定外繰入金とは、保険税の負担緩和を図ることを目的とした繰入金を示しています。これについては、「保険税の上昇を抑えることを目的とした一般会計からの法定外繰入金は解消・削減が必要であり、計画的・段階的に行

うことが望ましい。」とされています。

また、一般会計からの法定外繰入金については、財務省の財政制度等審議会にて遅くとも令和5年度までに解消すべきであると言及があり、厚生労働省も時期の言及こそしないまでも財務省と同様の考え方を示しています。

説明は、以上になります。議長よろしく申し上げます。

#### 【議長】

ただ今の事務局説明に対し、質問のある方は挙手お願いします。

#### 【委員】

国民健康保険税を上げずに令和4年度は事業を運営できますか。保険税を上げなかった場合、将来的に影響がありますか。

逆に基金の取崩し額を多くして、保険税率を下げるという選択肢は考えられますか。もし、保険税率を下げた場合、将来的な影響がありますか。

もう一点、基金を維持し、将来に備えながら事業を運営する中で、保険税率を変更しないという選択肢があるという考え方ですか。

#### 【事務局】

保険税を上げずに令和4年度に事業を運営できるのかについてですが、保険税を上げる必要はないと考えております。約4,650万円の不足額については、財政調整基金の取崩し可能額が約6,000万円あることから、令和4年度につきましては、財政調整基金を活用することで、保険税率等を上げずに運営ができる見込みになります。

また、国民健康保険は、被保険者数が減少している状況で、医療を必要としている65歳以上の被保険者数の割合が半分を超えており、一人あたり保険給付費が年々伸びています。こういう状況から、今後保険税率等を上げることについて検討していく必要があるので、財政調整基金を今後のために残していくことが必要だと考えられます。

さらに、現時点での財政調整基金の最低保有額を1億円としていますが、被保険者数が減少し、国民健康保険の歳出歳入予算も縮小していることから将来的には現在1億円と設定している最低保有額の見直しが必要になる時期があると考えています。

次に、基金の取崩し額を多くして、保険税率を下げるという選択肢についてですが、財政調整基金を使うことで令和4年度の保険税率等を下げること考えられますが、保険税率等を下げた場合、令和5年度以降の保険税率等を決定する際、県から請求される事業費納付金額によっては、保険税率等が急激に上昇する可能性がありますので、財政調整基金を残しておく必要があるというのが事務局の考えです。

そして、県では、今後の市町村に請求する事業費納付金額について、次の3点を見込んでいます。1点目が、令和3年度の県全体の保険給付費が、令和2年度に推計した県全体の保険給付費を上回る実績となっています。これにより、市町村に交付する県の普通交付金の予算が不足し、令和3年度の決算剰余金が令和2年度に比べて減少する見込みになります。そのため、令和5年度に市町村に請求する事業費納付金額の上昇を抑えるための財源が確保できなくなります。

2点目が、市町村に交付する県の普通交付金の予算が不足し、その不足を補う財源として、県の国保財政安定化基金、約132億円を取崩すこととなります。県の国保財政安定化基金は、取崩しをした翌々年度以降の3か年度で、取崩し額の3分の1の額を市町村に請求し、事業費納付金額に上乘せすることとなります。そのため、令和5年度から令和7年度までの3年間、通常請求される事業費納付金額に、県の国保

財政安定化基金を取崩した44億円が上乗せされることとなります。

3点目が県として国からの歳入見込みが年々減少してきています。

さらに、参考になりますが、生活保護の人が国民健康保険に加入することについて、国において検討が行われました。また、新型コロナウイルス感染症以上の災害が起きる場合も考えられるので、財政調整基金は残しておく必要があると考えています。

基金を維持し、将来に備えながら事業を運営するということについては、被保険者数が減少する中で、県から請求される事業費納付金額が減額されないことから、国民健康保険財政を安定的に運営していくために、保険税率等を変更せずに基金を残す必要があると考えられます。

#### 【議 長】

財政調整基金は1億円で大丈夫でしょうか。1億円というのは何も根拠がない数字に思います。

#### 【事務局】

財政調整基金の最低保有金額を1億円と令和元年度に決めた経緯があります。そのときは、県から参考で示された収納額の5%と事業費納付金をもとに算出し、9,000万円ほどだったため、多めに1億円と決めさせていただきました。

当時と比べて被保険者数も減り、収納額も下がっているので、同じ比率で見ると最低保有金額も減っていく可能性が高いです。事業費全体が小さくなってきているので、総額としては小さくなるはずですが、神奈川県としては収納額に対して、急な欠損などに備えてといったこともあります。また、想定していなかった新型コロナウイルス感染症により、受診のタイミングや健診のタイミングが変わってきて、給付費の動きもよめないような現実的な問題があり、かつ、加入者の中の高齢者の割合が高いままのため、全体が下がってきている中で今後どのようにしていくか、皆様に議論していただく、見直すタイミングがくるかもしれないと思っています。

逆に、今よりも基金を多く持つというのはないかもしれないというのも事務局としては考えるところと思っています。

#### 【委 員】

財政調整基金の1億円の見直しがありますか。来年度あたりで8,000万円くらいになりますか。

#### 【事務局】

財政調整基金を急激には下げられないと思っています。被保険者数は減っていますが、高齢者の割合が減っていません。一人あたりの給付費が年齢別で大きく違うため、安心して医療にかかれるように、高齢者は収入が増える世代ではないため、基金を活用し、保険税の負担が急激に増えないように考えなくてはなりません。将来的なことは毎年皆様にご意見をいただくことになるとは思いますが、来年、再来年で急に2,000万円下げようようなことはよく現状をみないと厳しいと考えています。

#### 【委 員】

県が予算不足の場合、市町村に皺寄せが来るといった話がありましたが、どうですか。

#### 【事務局】

去年も市町村から集める事業費納付金が急激にあがるのを抑えるために県として持っている財源を使ってということではありますが、それが枯渇していくと、県としての基金も持たなければ何かあった際に対応ができないといけないので、保険者全体でみていく必要があります。現状その部分が上乗せされたというのを考えていかないと厳しいと思います。

**【議 長】**

これほど基金に余裕があるなら保険税を下げてもいいかと、下げられる状況なのではと思います。

**【委 員】**

いろいろリスクがある中で、令和4年度を下げても令和5年度が急激にあがると、差が大きくなってしまいうため、据え置きで様子を見て、また来年に新しい数字をみて検討するように、事務局としては考えているのだと思います。

**【議 長】**

ほかに質問がないようなので、挙手により税率を決定したいと思います。それでは挙手をお願いします。現行税率のままで良いと思う方、9名。ありがとうございました。多数決の結果、本運営協議会では、現行税率に決定させていただきます。

では、議題1については、以上となります。

次の議題に入らせていただきます。「議題2 答申について」です。

<議題2 答申について>

**【議 長】**

これから本協議会として、町長に提出する答申を作成することとなりますので、事務局はここまでの結果を反映させた答申(案)の作成をお願いします。

**答申(案)の作成・配布**

事務局は、答申(案)の読み上げをお願いします。

**【事務局】**

では、ただいま配布させていただきました答申(案)をご覧ください。本日までの議論をもとに作成した答申(案)となりますので、ここで全文を読み上げさせていただきます。

**答申(案)の読み上げ**

答申(案)については、以上となります。議長、よろしくをお願いします。

**【議 長】**

本日までの協議内容を盛り込んだ答申(案)が示されました。答申には本協議会からの要望を盛り込むことが出来ます。委員の皆さまからご意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【委 員】**

答申の「上記の諮問事項について、審議の結果、見直し改定が不要であるとする。」の「が」の部分が「は」の方が収まりがいいように思います。次のページも同じで「以上のことから、～」も「改定が不要」を「改定は不要」の方がいいように思います。

答申にあたり大磯町に要望する事項についてのところで、保険者努力支援制度は取組により獲得できるポイントが増え、入ってくるお金も増えますが、他に入れられる、ポイントが獲得できるような内容はありますか。

**【事務局】**

法定外繰入はペナルティ制度でポイントが減ってしまいますが、こちらは解消済みのため、この協議会で改めてという事項ではないと思っています。収納率向上や健診などは保険者努力支援分として、すでに含まれています。

**【議 長】**

では、他に意見がないようでしたら事務局は、修正をお願いします。

**【事務局】**

2か所については「が」を「は」に表現を変えさせていただきます。右上の日付が、本日の日付になっておりますが、町長に答申を提出することになりますので、24日に修正させていただきます。

**【議 長】**

答申については、案を取っていただき、この内容で完成とさせていただきます。次の議題に入らせていただきます。

<議題3 その他>

**【議 長】**

「議題3 その他」ですが、事務局から、何かありますか。

**【事務局】**

事務局からございます。今後の流れです。

今年度の諮問された内容について、国民健康保険運営協議会として示された答申を会長から12月24日13時に町長へ渡すこととなります。

今回の答申は、国民健康保険税率の改定が不要であるという答申内容ですので、町の政策会議を経て、議会に対して状況報告を行う予定です。

また、答申にあたり、町に要望する事項もご指摘いただいておりますので、国民健康保険運営協議会の委員の皆さまのご意見を尊重し、国民健康保険の事務を遂行していくこととなります。

答申の流れにつきましては、以上となります。

なお、2月に行われます議会では、保険税率・税額以外の条例改正について、国民健康保険税条例の一部改正の条例を提案する予定です。

内容は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月に公布されました。これに伴い、国民健康保険の未就学児に係る均等割保険税を減額し、その減額分を公費で支援する制度が創設されたことから、関係規定を整理することになります。

今後の流れにつきましては、以上となります。

**【議 長】**

ただ今の事務局説明に対し、質問のある方は挙手お願いします。本日の予定議題は、これで終了となりますが、全体をとおして質問のある方は、いらっしゃいませんか。質問が無いようでしたら、事務局から何かありますか。

**【事務局】**

今回は3月下旬を予定しておりますが、日程調整につきましては、後日、アンケートを実施させていただきます。

**【議 長】**

それでは、本日の審議は、これで終了します。進行を事務局に返しますので、よろしくお願いします。

**【事務局】**

皆さま、本日はどうもありがとうございました。本日の議事録については、事務局で取りまとめを行いますので、確認作業について、引き続きご協力をお願いします。

また、議事録を確認していただく際に確定した答申を同封させていただきたいと思いますので、内容を併せてご確認いただきたいと思いますと考えております。これで、本日のすべての予定を終了します。どうもありがとうございました。

**<会議資料>**

- ・令和3年度第4回大磯町国民健康保険運営協議会次第、委員名簿
- ・資料1 令和4年度国民健康保険事業の収支見込み（総括表）
- ・資料1-2 令和4年度国民健康保険事業の収支見込み
- ・資料2 令和4年度大磯町国民健康保険財政の基盤安定化について（答申）（案）